

令和3年6月30日

（名称）稲美町地域公共交通活性化協議会

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>稲美町地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>稲美町内には鉄道が走っておらず、車を運転できない高齢者等にとってバスや一般のタクシーは欠かすことのできない公共交通機関となっている。しかしながら、人口の減少と自家用車の普及で利用者は減少し、減便などに伴う利用環境の悪化が進んでいる。</p> <p>また、現在のバス路線は基本的に各集落から駅へと向かうため、役場周辺の比較的商業施設の多い場所へのアクセスは不十分であり、特に母里地区及び天満南地区については、役場周辺への交通手段が確保されていないという現状である。</p> <p>上記のような背景を踏まえ、日常生活においての移動を確保するため、地域内フィーダー系統としてデマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を設置することが必要であると考え、本計画を策定する。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>1台当たりの乗合率を2.2人とし、1か月の平均利用者数を132人以上とする。</p> <p>（1か月の運行台数（平均60台）×乗合率2.2人＝132人）</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>稲美町デマンド型乗合タクシー「あいのりいなみ」を運行することにより、町内全域の高齢者をはじめとした、交通弱者の買い物や通院といった日常生活に必要な移動の確保を図る。</p> <p>また、路線バスの停留所に接続するだけでなく、路線の起点となるバス停に無料で接続するなどの路線バスの利用促進を図ることで、既存の公共交通との補完関係を構築し、持続可能な公共交通体系の確保を図る。</p> <p>さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の代表者による利用促進委員会を設置し、直近の利用状況の共有を図るほか、行政では行き届かない、きめ細やかな利用促進を図る。 ・路線の起点となるバス停を無料乗降ポイントとして設定するなど、路線バスの利用促進を図る。
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>稲美町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>ルミナスタクシー株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>

<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月29日（第1回） 事業内容について協議、路線競合について持ち帰り調整 ・令和2年5月14日～29日（第2回（書面協議）） 路線競合問題について全ての構成員から合意 ・令和2年7月16日（第3回） 国への認可申請内容の確認、愛称の決定
<p>18. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>利用者を対象としたアンケートを実施し、ニーズ調査を行う。</p>

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	兵庫県県土整備部交通政策課
関係市区町村	加古郡稲美町役場経営政策部企画課 加古郡稲美町役場地域整備部
交通事業者・交通施設管理者等	兵庫県バス協会 兵庫県タクシー協会 神姫バス株式会社 ルミナスタクシー株式会社 加古川警察署 加古川土木事務所
地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部
その他協議会が必要と認める者	学識経験者 住民又は利用者の代表 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

(所 属) 経営政策部企画課

(氏 名) 丸山 善之

(電 話) 079-492-9130

(e-mail) kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。